

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第7回）議事録

■日時 令和2年1月14日（火）午後1時30分～午後2時36分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室24

■出席委員

齋藤第一部会長、荒井委員、奥委員、玄委員、小林委員、小堀委員、堤委員、寺島委員、平林委員、森川委員

■議事内容

1 環境影響評価書案に係る総括審議

（仮称）新ごみ焼却施設整備事業

⇒ 大気汚染、騒音・振動及び自然との触れ合い活動の場に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

2 環境影響評価書案に係る質疑及び審議

東金町一丁目西地区市街地再開発事業【3回目】

⇒ 前回到引き続き、選定した項目について質疑及び審議を行い、総括審議へ向けた審議事項の候補を整理した。

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」

第一部会（第7回）

速 記 録

令和2年1月14日（火）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室24

(午後1時30分開会)

○森本アセスメント担当課長 お疲れさまです。定刻になりましたので始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日は、お忙しい中、そしてお寒い中御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、第一部会委員12名のうち、9名の御出席をいただいております。定足数を満たしております。

それでは、第一部会の開会をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○齋藤部会長 会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第6条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から30名程度としたいと思います。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○齋藤部会長 傍聴の方は、傍聴案件が終了しましたら退席されて結構です。

ただいまから第一部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように、「(仮称)新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価書案に係る総括審議、「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議、その他となっております。

それでは、「(仮称)新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価書案に係る審議を行います。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。

それでは、タブレットの3ページ、資料1-1をご覧ください。

これまで3回にわたって活発な御審議をありがとうございました。これらの資料は、これまでの御審議において委員の皆様からいただいた指摘や質問事項などと、それらに対して事業者から御説明いただいたことを環境影響評価項目ごとに、また、環境影響評価項目に区分できない事項はその他として3ページから14ページにかけて一覧表に整理したものでございます。

1回目、2回目の御審議で委員の皆様からいただいた御指摘、質問事項などと、それらに対する事業者の説明などのやりとりは、表の一番右側の取扱いの欄に、それぞれ、10/18 部会

にて回答済み、11/22 部会にて回答済みと記載してございます。

また、1 回目と 2 回目の御審議を踏まえ、前回、3 回目の御審議で委員の皆様からいただいた御指摘、質問事項などと、それらに対する事業者の説明などのやりとりで新たに追加になった事項は、4 ページから 5 ページにかけての大気汚染のやりとり、それから 10 ページの上段、9 番の騒音・振動」¥の続きになりますが、こちらのやりとりが追加になってございます。

さらに、審議、質疑応答のうち、前回の御審議の最後に委員の皆様から今回の総括審議での審議事項として挙げていただいたのは大きく 3 つの項目、4 つの事項でございます。

1 つ目は、3 ページの 1 番、大気汚染でございます。既存の煙突の高さが 100m から新施設の煙突の高さが 59.5m へと煙突の高さが変更されることによる影響についての質疑応答でございます。

2 つ目は、6 ページの 4 番と 7 ページの 5 番の騒音・振動でございます。こちらはお手元の評価書案の 302 ページをお願いいたします。表 8.3-48 でございますが、①の松の木通りの工事用車両の走行に伴う騒音の予測値が環境基準を超過していること、それから 305 ページをお願いいたします。廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音の予測値も環境基準を超過していることを踏まえての質疑応答でございます。

続きまして、タブレットに戻ります。3 つ目ですが、14 ページをお願いいたします。こちらの 19 番、自然との触れ合い活動の場でございます。計画地周辺には玉川上水緑道や野火止用水緑道が存在しておりまして、多くの利用者の方々が散策などに用いていること、それから、工事の施行中は現状の関連車両にあわせて工事用車両も近隣を走行することになること、野火止用水緑道の利用経路は工事用車両等の走行ルートと重複する区間があることなどを踏まえての質疑応答でございます。

以上申し上げました 3 つの項目の 4 つの事項については、それぞれこの資料の右端の取扱いの欄に総括審議事項へと記載してございます。

なお、ここで事務局より訂正がございます。前回の質疑応答の中で、本事業のアセス対象外の施設であり、本事業者が昨年 4 月から稼働いただいている資源物中間処理施設、通称廃プラ施設なのですが、こちらの道路側のモニターに表示されている測定 VOC 濃度についてやりとりがありました。1 月の部会においては、VOC 処理をする前の測定値を出していると説明を受けた審議会において発言がございましたが、後にこれについて事業者に確認をしたところ、後処理の後、VOC 除去装置を通過した後の測定値であるということがわかりましたの

で、この場をおかりしまして訂正させていただきます。

以上、資料 1-1 についての説明でございます。詳細につきましては適宜スクロールしてご覧いただければと存じます。

また、本日の御審議の中で、資料 1-1 に記載の質疑応答に関して訂正などがございましたら、適宜挙げていただければと存じます。

続いて、15 ページをお願いいたします。15 ページと 16 ページにわたりまして、資料 1-2、都民の意見を聴く会における公述意見の概要について説明いたします。

こちらは、去る 12 月 10 日に開催いたしました都民の意見を聴く会において 3 名の公述人の方から公述いただいた意見の概要を整理したものでございます。

1 の事業計画については、(1) は、本件新施設が現在の施設と同じ場所での建替えが前提で進められているので、小平市、東大和市、武蔵村山市、3 市の中で適地をもう一度探し、適当な場所に変えていくことが本来のやり方だという御意見。それから、(2) は、新施設の煙突が現在の煙突よりも低くなることで、景観がよい、圧迫感がないとしているが、周辺住民の健康への不安感が増えることが加味されずに煙突を低くすることを決定していることが、平等性、公正性に欠けるという御意見。(3) は、煙突を高くすることでリスク分散できるし、有害物質を広域に希釈するために煙突には高さが必要。一部の地域のみ基準値以下だからとリスクを強いるのが正しい選択とは思えない。処理施設による快適な生活環境の享受だけを受ける地域と、リスクを背負う地域との環境の差が少なくなることが公平だと考えるという御意見がございました。

2 の環境一般についてでございますが、本件事業者と事務組合の構成 3 市においては、構成市民への情報公開、地域住民とのコミュニケーション・信頼関係の構築に努め、市民とともに清掃事業の推進、温暖化、海ごみ、大気汚染などの地球環境の改善に取り組んでほしいという御要望。

3 の大気汚染は、(1) は、本件の環境影響範囲に含まれる立川市清掃工場との環境影響の重合、特に大気汚染の重合を予測・評価して市民にわかりやすくしてほしいという御要望でございます。

続きまして、16 ページにまいります。(2) は、煙突の高さについての再検討の御要望。再検討いただけないのであれば、影響範囲内の小中学校、幼稚園、保育園などにおける小児ぜんそく、アトピーなどの罹患率が影響範囲外のこれらの施設と有意の差がないことの確認の御要望。(3) は、最大着地濃度地点であっても環境基準値を下回るとしているが、流体であ

る以上は、どこが最大着地濃度地点になるかはわからず、実際はもっと遠くなる可能性も考えられる。影響範囲は必ずしも予測範囲におさまるものではないので、事業者は最大限影響を低く抑えるべきであり、煙突の高さを変更するのはおかしいという御意見でございます。

4のその他についてでございますが、(1)は、環境影響評価制度の対象ではないが、昨年4月から本件事業者が先行稼働させている資源物中間処理施設からの排気ガスの拡散状況の実測の御要望。(2)は、都と環境影響評価審議会は、都民の生活環境の向上のため、国基準より厳しい、または国に先立つ基準の制定に努めてほしいという御要望。(3)は、焼却施設の地域連絡協議会は、参加要件を施設から200mの範囲に限っており、そうした考えが、ごみ問題を全ての市民で考えていくという方向に相反するという御意見でございます。

以上でございます。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

今、事務局から資料1-1、資料1-2を説明していただきました。ここから、ただいまのお話につきまして質疑をお願いしたいと思っているのですが、まず、資料1-1のほうから皆様の御意見、御質問等をいただきたいと思っておりますけれども、資料1-1はこれまでの質疑応答の結果をまとめたものでございます。御意見とか修正すべき点があれば伺いたいと思っております。ペーパーレスで今皆さん見ていただいておりますので、ちょっとお時間をいただきたいと思っておりますけれども、見ていただければと思っております。何かお気づきの点があれば手を挙げていただければと思っております。

何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

おおむね前回までで回答は済まされていたと思っております。新しく追加された点、幾つかございますけれども、よろしければ次の議題に移りますが、よろしいでしょうか。はい、わかりました。どうもありがとうございます。

それでは、資料1-1のほうの御確認は終了したということで、資料1-2のほうの、都民の意見を聴く会の資料につきまして御意見、御質問等があれば伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

こちらも主たるところは前回御説明しておりますので、よろしいでしょうか。

よろしければ、こちらのほうの御確認も済ませたということで、引き続きまして総括審議に移りたいと思っております。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。

それでは、タブレット17ページをお願いいたします。資料1-3、「(仮称)新ごみ焼却施設

整備事業」に係る環境影響評価書案について（案）でございます。

第1審議経過でございます。本審議会では、令和元年6月26日に「(仮称)新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価書案について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。その審議経過は付表のとおりである。

付表については次の18ページでございます。令和元年6月26日の諮問の後、8月に現地視察、そして10月、11月と質疑及び審議を行っていただきまして、都民の意見を聴く会を12月に開催の後、12月19日の質疑及び審議、そして本日の総括審議という流れになってございます。

17ページに戻らせていただきます。

第2審議結果。本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項に留意すべきである。

大気汚染でございます。既存施設から煙突の高さが変更されることによる影響について、住民から大気汚染への懸念が示されていることから、高さを決定した経緯について十分な説明を行うこと、としてございます。これは、都民の意見書、それから都民の意見を聴く会で、煙突高さの変更について、住民からの大気汚染の影響を懸念する御意見が多いことなどに鑑みまして、煙突高さの変更される影響は、大気汚染だけではなく、景観なども含めいろいろございますが、今申し上げましたように、住民からは大気汚染について懸念が寄せられているながら、評価書案では説明が十分ではないと考えられることから、煙突高さ決定の経緯について十分な説明を求めるものでございます。

続きまして、騒音・振動でございます。工事用車両及び廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音について、本事業による影響は小さいとしているが、現況において環境基準を超えている地点もあることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること、としてございます。これは、本事業の実施に伴いまして、工事の施行中においては工事用車両、工事の完了後においては廃棄物等運搬車両による影響がございまして、評価書案においては、その影響は小さいと評価してございます。お手元の評価書案の302ページをお願いいたします。こちらは先ほどともちょっと重複になりますが、表の①の松の木通りでは、現況値が環境基準を超過してございまして、その上、さらに本事業による影響が上乘せされるため、工程の

平準化による工事用車両の集中回避などの環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めていただきたい旨を示すものでございます。

続きまして、自然との触れ合い活動の場でございます。計画地周辺には、玉川上水緑道や野火止用水緑道が存在し、利用者が多く存在することから、工事の施行に当たっては、環境保全のための措置を徹底し、緑道の利用者への影響を低減すること、としてございます。

こちらでも評価書案とあわせて御説明いたします。評価書案の 152 ページをお願いいたします。こちらの表 8.1-48 にございますとおり、工事の施行中は、現状の関連車両にあわせて工事用車両も近隣を走行することとなります。

485 ページをお願いいたします。こちらの表にございますとおり、本事業の計画地の近隣には玉川上水緑道や野火止用水緑道がございまして、多くの利用者に散策などに用いていただいております。

行ったり来たりで申し訳ないのですが、評価書案の 42 ページをお願いいたします。こちらが工事用車両の走行ルートを図でございます。この図の真ん中あたりに斜線のところ、こちらが計画地でございますが、計画地の北側が野火止用水緑道でございますが、この緑道の一部に工事用車両などの走行ルートと重複する区間がございます。

以上のことを踏まえまして、工事用車両の走行に当たっては、利用への影響を及ぼすことのないように環境保全のための措置の徹底を求めるというものでございます。

説明は以上でございます。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ここに挙げられた項目について、それぞれ御意見、御質問、それから修正等があればいただきたいと思っておりますけれども、まず項目の挙がっている、例えば大気汚染、騒音・振動等ですが、それぞれの項目担当の方から何か補足事項があれば伺いたいと思っておりますけれども、まずは大気汚染からお願いします。何かございますでしょうか。

○森川委員 説明をわかりやすくしていただきたいということで、今回の予測は基準値というのか、自主規制値とかそういう規制値ベースの予測を行っているのですけれども、実際の煙突から出ている排気ガスそのものはもっと低いであろうということや、後処理、燃えた後の排ガスを処理していく過程においても、現状のものと新しい施設でどのように変わって、どのようにいいんですよというような話もきちんと入れていただければいいかなと思って、経緯を説明していただければと思っております。

○齋藤部会長 ありがとうございました。

それでは、騒音・振動について、何かございましたらということで結構ですけれども、高橋先生でしょうか。

○森本アセスメント担当課長 事務局から補足でございますが、高橋先生、本日御欠席ということではございますけれども、特段コメントはなしということでございます。

○齋藤部会長 わかりました。ありがとうございます。それでは、この点についてはよいということにしましょう。

それから、自然との触れ合い活動の場ということで、小堀委員はどうでしょうか。何か追加はございますか。

○小堀委員 いえ、特に追加はございません。

○齋藤部会長 わかりました。ありがとうございます。

全体を見て、ほか、皆様方から何か御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御意見がないようですので、ただいま御説明いただきました内容、資料1-3のところ
で次回の総会に報告をしたいと考えております。どうもありがとうございました。

それでは、2つ目の議題に移りたいと思います。「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」
環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

本日は評価書案に係る質疑及び審議の3回目となります。次回の総括審議に向けたまとめ
の場としていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく願いいたします。

本日の進め方を少し説明しておきます。3つ分かれてございます。前回の質疑において持
ち越しとなった指摘とか質問事項等について事業者から説明を受けた後に質疑を行うという
のがまず1つです。それから、それ以外のところで前回までに出された全ての指摘事項、質
問事項等について、さらに追加で何かございましたらということで事業者との質疑をしてい
きたいということです。これが2つ目です。この2つが終わりましたら、最後に、次回の総
括審議に向けた審議事項の候補を委員の皆様から挙げていただくという形で進めたいと考
えています。よろしいでしょうか。はい。

それでは、事業者の方から話を伺いたいと思いますので、席を移っていただけますでし
ょうか。

それでは、本日もよろしく願いいたします。

初めに事務局から資料の説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、資料2、19ページになります。「東金町一丁目西
地区市街地再開発事業」環境影響評価書案 部会審議質疑応答」をご覧いただきたいと思います

ます。

資料2ですけれども、第1回、第2回の質疑の内容を整理したものとなります。委員からの指摘、質問事項と事業者の回答を環境影響評価項目ごとに、大気汚染、騒音・振動、地盤・水循環、風環境、日影、温室効果ガスの順序で取りまとめておりまして、合計で13件、その他、環境影響評価項目以外のものが1件ございます。

前回、2回目ですけれども、追加になりました項目は、一番最初のページになりますけれども、19ページの大気汚染の番号の2が前回追加。それと、21ページの騒音・振動の2番。右側の取扱いのところに12月19日と書いておりますけれども、こちらのもの。それから、24ページまでお進みいただきまして、風環境の1番、それから25ページにあります風環境の2番、こちらが前回の追加事項となっております。

なお、2回目の審議において、次回部会にて回答としたものがございます。こちらが25ページになりますけれども、25ページの2番につきましては、一番下のところですが、次回部会にて回答ということで、事業者から回答がございましたので、その回答内容を記載してございます。この後、事業者から説明をしていただきます。

事務局からの説明は以上となります。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

それでは、事業者の方から回答をいただければよろしいですね。よろしく願いいたします。先ほどの追加のところですよ。

○事業者 前回の部会におきまして先生のほうから御指摘をいただいております内容でございますけれども、こちらにつきまして、元のデータをもとに確認いたしましたところ、御指摘いただきましたとおり、現地の測定局高さ相当の風速を基準点として流しているという状況を確認できましたので、そちらの内容を回答とさせていただきます。

以上になります。

○齋藤部会長 わかりました。

それでは、これから御意見、修正点等を皆様方からいただきたいと思っておりますけれども、まずは前回からの意見が出ましたところを御確認いただいて、大気汚染の2番のところ、騒音・振動の2番のところ、風環境の1、2、そして今御説明いただいたところですね。その点につきまして、何かそれぞれの御専門の先生から補足の質問もしくは修正を求める点等がございましたら伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

森川委員は、大気2のところ、よろしいでしょうか。特になんということですね。

それから、騒音・振動の2のところは、高橋先生が今日いらっしゃらなくて、ないということですね。

○宮田アセスメント担当課長 はい。

○齋藤部会長 わかりました。

それから、今の回答も含めて風環境の1、2ですけれども、玄委員は何かございますか。もうちょっと見たほうがよろしいですか。では、ちょっと見ていただいて。

○玄委員 前回欠席になりましたので質問できなかったのですが、風環境の番号2の一番下側のほうだと思いますが、今回は実験のほかに数値解析も行っているということでしょうか。

○齋藤部会長 風環境の2のところの。

○玄委員 一番下のほうです。

○齋藤部会長 下のほうですね。25ページのところですね。

○玄委員 「予測は、これまで実績のある」、そっちの部分です。

○齋藤部会長 数値計算をしているのかという質問ですか。はい。では、事業者、お願いいたします。

○事業者 御回答いたします。基本的には、こちらの評価書案に掲載させていただいております風洞実験をメインに考えておりますけれども、数値解析の有無に関しましては、アセスとは別にやっている可能性もありますので、再度そちらのほうは確認はいたします。ただ、実績として、風洞実験もそうですし、数値解析も経験の多い実験場でやっていただいておりますので、数値としての確からしきは十分あるのかなと考えています。

○玄委員 わかりました。ありがとうございます。

○齋藤部会長 よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、特にないようでしたら、前回の持ち越しとなっていた件に関してはこれで終了するというようにしたいと思います。また何かお気づきの点があれば御意見をいただければと思います。

それ以外のところで、これまでに出てきました意見、それからそれに対する回答がございます。改めて見ていただきまして、何かお気づきの点があれば皆様方から御意見、御質問等をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○玄委員 追加でいいですか。

○齋藤部会長 はい、玄委員、どうぞ。

○玄委員 風環境の2の見解書55ページの「事業者の見解の概要」という部分なのですが

れども、こちらで見ると、建物を新しく建てた後の風環境を評価する上で、風洞実験を行って、歩行者レベルの風速の値を 1.8m/s を超えない頻度が 55%になるように評価を行っているんですね。そちらに関しては、その評価結果に決定的な影響を与えるのが、評価書案の 360 ページの一番上の風速比が一番関係すると思います。こちらの内容は 360 ページ、資料編です。一番上の風速比なのですけれども、今こちらに書いてある記述が、間違いではありませんが、ちょっと理解しにくいなと思います。なので、こちらの部分を、実際にこの計算でどういうふうに風速比を計算しているのかを、例とかを具体的に挙げながら書いたほうがわかりやすいんじゃないかなと思っています。そちらのほうをお願いします。

あとは、続きまして、3 に関しては、今年の 11 月 22 日に回答していただきましたが、こちらに関しては、先ほど、評価するとき 1.8m/s を超えない風速が 55%というふうに評価しているので、住民の方へは、1.8m/s を超える場合が 45%あるということをお話の方が、ちょっと風が強くなった時など住民からの苦情が抑えられるんじゃないかなと思います。そういうことを気をつけていただきたいなと思います。

この 2 点になります。

○齋藤部会長 わかりました。どうもありがとうございます。

1 点目は、そこの情報をしっかり書いてくれないと検証がしにくいという話でよろしいでしょうか。さっきの風速比の話ですけれども。

○玄委員 はい。

○齋藤部会長 わかりました。

もう一点のところに関しては、事業者のほうから何か特に回答するところがあればお願いします。

○事業者 先ほどの 2 番のお話と同じく、事例を踏まえて説明を差し上げていく中でももう少しわかりやすい図書になっていくかと思っておりますので、御指摘の部分は検討いたしまして、できるだけ住民の方にわかりやすいような図書にしていきたいと考えておりますので、その旨でできる限り修正等を加えていきたいと考えております。

以上になります。

○齋藤部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか、玄委員。

○玄委員 はい、大丈夫です。

○齋藤部会長 わかりました。

ほか何かございますでしょうか。

○寺島委員 本日の資料とはちょっと関係ないことで、いいですか。

○齋藤部会長 はい、結構です。どうぞ。

○寺島委員 最初のことにもちょっと伺ったかと思うのですけれども、参考までに教えていただきたいことがあります。

史跡・文化財で、当該地に指定・登録文化財はないというふうに書いてありますけれども、私のはるか昔の記憶なのですけれども、金町駅北口は東急ストアと公団が最初にできて、その後しばらくしてからスーパー、イトーヨーカドー、あれができていますね。そのころはまだ多分、埋蔵文化財の体制は余りできていなかったと思いますので、発掘等はやっていないと思うのです。ところが、前回、金町駅周辺を伺いましたところ、理科大を初めとしまして周囲に新しいマンションが続々と建っていました。そのときにも試掘や立ち会いを区の方がやったと思うのですけれども、そのときも含めて出ていないと理解してよろしいですか。

○齋藤部会長 回答をお願いします。

○事務局 既存資料をもとに区のほう、埋蔵文化財のほうは確認しておりますので、基本的なものは現時点ではないという判断ができるのかなと考えております。

○寺島委員 それは、区の方と接触されて、ないだろうという返事をいただいているという意味でございましょうか。

○事務局 今のところ既存資料をもとにベースを考えているのですが、いずれにしろ、工事実施前につきましては、文化財保護法に基づく試掘等を行いながら建設工事を行う形になると思いますので、万が一発掘された場合には、所定の手続をもとに対応していく形になるのかなと考えております。

○寺島委員 はい。よろしく願いいたします。

○事務局 よろしく願いします。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ほか何かございますでしょうか。

○奥委員 日影の部分についてなのですが、これまでも既に他の委員からも御指摘のありましたところですし、それから多くの近隣の方からも日影についての御心配の声が多々寄せられているというところで、今後、事業者としては丁寧に説明をされていくということですが、日影の2のところ、あわせて代償措置のようなものも考えていらっしゃるということが書かれております。緑を設けるとか、公園のようなものを設けるといって、皆様

に御利用いただけるような、そういった空間を創出するというのが回答されていますが、私、この11月22日、多分欠席しておりますので、ここで改めて確認させていただきたいのですが、この計画の中にといいますか、評価書案の中に具体的にどこにどの程度緑なり公園なりのスペースを確保していくのか、そこまでは書き込まれていないように思うのですけれども、もし書かれていたらそこを教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。緑については当然緑化基準は、緑化率、これは求められているところは確保していくというのは当たり前のことですので、それ以上に何か代償措置になるようなものをお考えなのかどうか、そこを確認させていただきたいということです。

○齋藤部会長 御回答をお願いします。

○事業者 緑化の部分につきましては、評価書案のほうになりますけれども、41ページに緑化計画を掲載させていただいております。基本的には、基準に基づくものであるとか、基準を満たすものという考えではございますけれども、イメージ図が評価書案の42ページになります。そのほか、今回の事業につきましては、資料編のほうになりますが、149ページに、今回の事業に伴うものとして「みどりの計画書」というのを策定しております。このような中で、「みどりのネットワーク」に関する部分であるとか、建物の配置を考慮するであるとか、セットバックを設けるであるとかというところを記載しております、例えば資料編の152ページで、みどりの空間の配置計画といたしまして、緑をつなげるであるとか、緑の範囲であるとか、それから、この三角形の上の頂点のところ丸い印がございますけれども、こういったところに緑の広場を設けるとか、あるいは、にぎわいのつながりを設けるとかというところを計画した中での整理としておりますので、そちらの部分についてはこういった対応をしていこうという考えというところで整理しております。

○奥委員 今御説明いただきましたのは、基準としてクリアすることが求められている部分ですね。緑化基準。それから、みどりの計画につきましても、東京都の指針に基づいて策定されているものということです、いずれにしても、やらなければいけないことをやっていますというだけの話であって、それ以上何か日影に対しての懸念なり不安なりを払拭するような、それに対しての積極的な措置を講じようとしていっているということではないのだろうと思います。そういうふうを感じているところです。

法令は遵守した上での建築計画ですので、そしてまた、日影の影響も、特にこれ以上の配慮が法令上求められているわけではないというのはそのとおりなのですが、ただ、実際にそこにお住まいの方、日々そこで過ごされている方からしてみると、これまで以上に日

陰が増える、長くなるというのは、日々生活している立場からしてみると非常に嫌な材料と
いいますか、何とかしてほしいと思われるのは当然で、そこを、基準をクリアしているから
もうそれでいいんですということではなく、何とかそのあたりもう少し快適に暮らせるよう
な、日影の影響を受ける方たちに対してのもう少し積極的な対応というものを、今お話し
いただいたこと以上に何か考えていただけるのであれば、ぜひお願いしたいなと思うところ
です。ですので、この11月22日の回答も、必ずしも日影の影響に対しての代替措置という
わけでは今の御説明ですとないようですので、回答としてはミスリーディングだったのかな
というような感じを受けたところです。

これ以上何かすべきだということは申し上げられないので、一応そういう懸念があるとい
うことだけ申し上げておきます。

○齋藤部会長 わかりました。ありがとうございます。事業者のほうは何かコメントがござ
いましたら、お願いします。

○事業者 保全措置等につきましては、基本的に、おっしゃるとおり法令に基づく部分に従
ってやることではありますけれども、今後、計画を進めていく中では、地元の方々へ十分な
説明と御理解をいただくよう、説明の機会であるとか、こういう条件でこういう日陰になり
ますよという部分であるとか、事前に十分な話し合いを設けさせていただいた中で事業を円
滑に進めていけるようにと考えておりますので、基本的には地元の方優先の考えの中で対応
していきたいと考えております。

○齋藤部会長 よろしいでしょうか。はい。

ほかいかがでしょうか。何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

今ここに出ている資料以外のところでも何かお気づきの点があれば御意見をいただきたい
と思っておりますけれども、何かございますか。

○小堀委員 今の日照に対する代償としての公園、緑というのをお考えということなのかな
と理解をしましたが、それは先ほど説明があった資料編の152ページに書いてある内容とは
本来違う提案が、奥委員がおっしゃったようにあるべきなのではないかなと思います。資料
編の152ページにある緑、これも緑はいろいろな空間的に従来利用されていなかったような
ところですね、屋上緑化とか壁面、これは今どこでもされていますが、それ以外に、緑をつ
なげるとか、そういうことも考えられて、これ自体はいいことだと思うのです。

しかし、日照に対する代償としての緑あるいは公園ということになると、日当たりがうち
の中にいたのでは悪くなって、子供がいるような家族ですね、例えば1歳、2歳の乳幼児が

いるような御家庭で、うちの中ではベランダで日照時間を確保できない。それを、公園がすぐ近くにあることで、低層の日当たりがいい、あるいはベンチがあったり、そのようなことの公園や緑というのを考えていただくというのは、私はありではないかなと思っています。その点でもう少し、せっかく提案されたわけですから、この資料編の152ページに書いてあるような案ではない、本当に日照時間が少なくなった住人に対する公園のあり方、その提案をしていただければと思っています。

○齋藤部会長 ありがとうございます。ぜひそういったところも御検討いただければと思います。

ほかいかがでしょうか。何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局に確認ですが、欠席されている高橋委員からは特にないということでよろしいでしょうか。何かございますか。

○宮田アセスメント担当課長 この件については、資料についての御意見はいただいておりません。

○齋藤部会長 ないということですね。資料以外では何かあるという。

○宮田アセスメント担当課長 この後の、もう一つの論点で。

○齋藤部会長 そうですか。わかりました。

では、玄委員、どうぞ。

○玄委員 緑に関する話が出ましたので、私のほうで1つ補足しようかなと思います。

多分今回は、緑化計画を行う際には、大きな建物を建てることによって歩行者レベルの風が強くなることによって、ある程度防風の対策のためにも樹木を植えると思います。樹木を植えるのですけれども、例えば日射が不十分だったら植物の成長にも影響があると思いますので、植物の種類をちゃんと考えて植えたほうがいいんじゃないかなと思います。そっちの部分も考えていただけるとありがたいなと思います。

○齋藤部会長 ありがとうございます。それでは、回答お願いいたします。

○事業者 緑化につきましては、評価書案の42ページに緑化のイメージ図という形で、丸の大きさを踏まえて植栽の範囲を示しております。赤い丸印は通常の植栽という形で、周辺に多く緑を取り入れる、基本的には緑化の基準を満たすというところになります。設けるもの。それから、オレンジ色と緑色、青色で示しておりますのが、具体的に防風のための植栽ということで場所と大きさを示しております。そのほか、ちょっと範囲が狭いですが、黄緑色のところが低木の植栽と地被類による緑化部分になります。こちらにつきましては、

いずれにしろ、風に対するものについては常緑のものを用いるであるとか、陰になる部分につきましては、日照時間等の影響を受けにくいものということ、これまでの実績をもとに樹種は選択していきたいと思っておりますので、今後具体的に事後調査等の中で明らかにできるとは思うのですが、そういった中で、将来的にも樹木に対する影響が少ないような対応をしていきたいと考えております。

以上になります。

○齋藤部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか、玄委員。

○玄委員 はい、わかりました。

○齋藤部会長 それでは、これで全て終わりましたので、事業者の方は御退席をお願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、以上の議論を踏まえまして、次回の総括審議に向けた審議項目の選定をしていきたいと思えます。

新たに意見が出たところもございませうけれども、今ご覧になっていただいている資料2に基づいて、一番初めからそれぞれの項目がございませうので、総括審議に挙げるべきであるかどうかというところを、その候補を挙げていただきたいと思います。

順番ですが、大気汚染の項目が1番、2番ございませう。この辺で候補に挙げるものがあればお願いいたします。

○森川委員 大気汚染ですけれども、工期を3期に分けておりますが、やはり工事機械、建設機械の稼働に伴う影響というのがそれなりに見えるということと、あと近隣でも配慮すべき病院とかもありますということで、挙げていただけたらいいかなと思っておりますけれども。1番ですね。

○齋藤部会長 1番を総括審議のほうに挙げていくという理解でよろしいでしょうか。

○森川委員 はい。

○齋藤部会長 わかりました。どうもありがとうございます。

それでは、次が騒音・振動ですが、高橋委員から何かいただいておりますでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 今日欠席の高橋委員からコメントを預かっておりますので、御紹介させていただきます。

2つ預かってございませう、総括審議に向けての候補として、騒音・振動の1番。理由としましては、工事用車両、関連車両とも一部の地点で道路交通騒音の予測結果が環境基準を超えています。これらの地点は現況でも環境基準ぎりぎりか、あるいは超えてしまっている

ため予測が環境基準を超えてしまったという面はありますが、もともと騒音レベルが高い地点への車両の走行には特に配慮が必要ですよということで、1番ということでございます。

それから、騒音・振動の2番です。こちらについても総括審議に取り上げたほうがいいということで、理由としましては、第三期工事の出入り口は、一番奥まった、道路が狭い場所にあるため、工事用車両の滞留が懸念されます。この近隣には住宅や病院があるため、工事の施行に当たっては十分に配慮してくださいということで、2番についても取り上げてくださいということでコメントを預かっております。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

それでは、その次ですね。地盤・水環境になります。これは平林委員ですね。お願いいたします。

○平林委員 このアセスメント評価書案に関しては十分書かれているのですけれども、この住民の方々がやはり地盤の変化ですとか水循環、特に地盤沈下を懸念されていますので、それに関して、特に何をするとということもないのですけれども、ここに書かれていることの継続的な地盤の状況が安定する、一定の期間の観測を行うですとか、その工法を工夫するということに関しては、総括審議になるのですか。

○齋藤部会長 はい。総括審議の中で挙げていくということだと思います。

○平林委員 総括審議の中で紹介していただいたほうがいいと思います。

○齋藤部会長 わかりました。ありがとうございます。そうすると、今1番に書かれている内容に基づいて今のようなことをということですね。どうもありがとうございます。

それでは、その次が日影になります。日影は玄委員です。日影、それから風環境もありますね。お願いします。

○玄委員 まずは、日影に関してですが、評価書案で書いているもので多分大丈夫かと思えますので、挙げられなくてもいいかなと思います。

風環境に関しては、風環境の2の全てではなく、真ん中の、先ほど話をしました、評価する際に用いる累積頻度55%の風速が1.8m/s以下に関する、こういう評価を用いる際の風速比を算出する必要があるとして、その風速比の算出について、もっと詳細に、わかりやすくするべきではないかなということを追加してほしいなと思います。

○齋藤部会長 わかりました。では、一応候補としては2番ですね。2番の中でその部分のところを挙げていただいたほうがいいかもしれないというふうに。

○玄委員 はい。

○齋藤部会長 わかりました。

○玄委員 あとは、3のほうの住民への説明なのですが、そちらに関しては2で、先ほどのほうでもちょっと関係があるのですが、市民の方がわかりやすく説明する工夫をしてほしいなと思います。特に評価指標で用いているのが、評価書案の357ページの「風環境評価尺度」を用いてまして、ここに評価する際には領域A、B、C、D、4つありまして、本来ならば風環境としてはCまでになるのですが、防風対策とかをして領域Bまで抑えるような工夫をしています。でも、その中でも、評価指標の具体的な内容を見ると、1.8m/sを超えない累積頻度が55%ですね。逆に、言いかえると、1.8m/sを超える確率が45%になるということになります。そういうことによって住民の方からは苦情が出るかもしれないので、こういうことも住民の方へ詳細に説明する必要があるんじゃないかなと思います。なので、この点をぜひ挙げたいなと思います。

この2点になります。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

それでは、温室効果ガスについてはどうでしょうか。候補に挙げるべきかどうかということ、堤委員、お願いいたします。

○堤委員 温室効果ガスについては、事業者からの説明にもまだ詳細な設備の内容とかは決まっていないということですので、これから決めていく上で省エネルギーに寄与するような設備機器を導入していただくとか、そういったような取り組みをしていただければいいかなと思いますので、今回は総括審議に挙げなくても大丈夫だと思います。

○齋藤部会長 ありがとうございました。

それでは、その他事項はどのように扱えばいいのでしたっけ。

○宮田アセスメント担当課長 直接評価項目とは違うので、総括審議に取り上げるということはないと思うのですが、ただ、こういう懸念があるということについては、コメントという形で必要に応じてまたおっしゃっていただければと思います。

○齋藤部会長 わかりました。ありがとうございます。

以上、ここに記載された内容につきまして一応話をしましたけれども、先ほどの日影というか、緑絡みのことは、どうでしょうか、やはり挙げたほうがいいようにも思いますが、奥委員、お願いします。

○奥委員 私、日影の2のところにつきましてはぜひ挙げていただいたほうがいいのではないかと思います。特に丁寧な説明を求めるといふことと、代償となるような日照空間をぜひ

検討していただきたいということを盛り込んでいただければと思います。

○齋藤部会長 わかりました。ここについては奥委員、玄委員、小堀委員からも意見が出てきましたので、ぜひ挙げていただくということをお願いしたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、もう一度確認ですが、総括審議の項目として挙げるのは、大気汚染の1番、騒音・振動の1、2、地盤・水環境の1、日影の2番のところ、それから風環境の2、3という感じでしたでしょうか。ということでよろしかったですか。では、よろしいですね。どうもありがとうございました。

それでは、これらを候補として挙げていきたいと思います。各審議案件につきましては、部会長、それから各項目の委員とまた個別に相談させていただくようなこともあるかと思えますけれども、最終的な案の作成に関しましては部会長に一任していただければと思います。よろしく願いいたします。

その他何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御意見がないようですので、審議を終了したいと思います。

これにて、本日本日予定しました審議は全て終了いたしました。ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようですので、第一部会はこれにて終了したいと考えてございます。皆様、どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は御退室をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午後2時36分閉会)